

令和6年 第7回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会議名	令和6年 第7回 美瑛町農業委員会総会			
2 会議の日時	令和6年 8月 9日 (金) 午前11時00分～午前11時39分			
3 会議の場所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)</p> <p>日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第8 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第9 議案第5号 農用地利用集積計画 (案) について (令和6年8月15日公告予定分)</p> <p>日程第10 議案第6号 農用地の買入協議に係る要請について</p>			
7 事務局	事務局長 栗原行可 係長 佐藤 衡一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 皆さんおはようございます。只今から令和6年第7回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さんおはようございます。そして第1班の現地確認を担当されました委員の皆さん、早朝よりご苦労さまでした。

もう8月に入っているわけですが、昨日が麦の収穫受入れの最終日ということで連絡を受けているところですが、いろいろ話を聞くと、今年は昨年よりは良かったという声が大半でして、収穫のスタートの作物としてはまずまずの出来だったのかなと思っております。

また、これから本格的な秋の収穫作業が始まるわけですが、皆さんにはどうか怪我や事故無く、最後の10月末まで、収穫作業を行っていただきたいと思っております。

今日、この総会が終わりましたら、昼から農地パトロールとなっており、幾つかの案件が出ておりますので皆さんそのあとの午後からの農地パトロールの協議について、よろしく願いして、会長の挨拶といたします。今日は1日長いですが、よろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、5番、成田委員、13番、谷口委員を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
1番、令和6年7月1日、令和6年第6回美瑛町農業委員会臨時総会が開催され、会長外13委員が出席しております。
2番、7月3日、令和6年度美瑛町エゾ鹿被害防止対策連絡協議会総会が開催され、会長が出席しております。
3番、7月31日、令和6年度美瑛町表彰審議会が開催され、会長が出席しております。
4番、8月7日、令和6年度上川地方農業委員会連合会第1回中央部ブロック会会議が開催され、会長が出席しております。
以上です。
- 議長 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 長 次に日程第4、報告第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、番号1番から番号15番まで一括して事務局から報告をお願いします。
- 事務局 はい、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてでございます。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のありました、貸主、XXXXXXXXXXさん、借主、XXXXXXXXXXさん外14件についての報告をいたします。本総会の合意解約の報告全15件になりますが、これは全てにおきまして保有合理化事業への繋ぎの賃貸でございましたが、次回以降の総会で公社買取りとなる案件のため、一度解約となる案件でございます。今回提出された15案件につきまして、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内の書面合意となっているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していることを報告いたします。
以上でございます。
- 議長 長 只今の報告第1号、番号1番から番号15番までについて、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
- 議 長 次に日程第5、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
議案第1号、番号1番の件について審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第1号土地の現況証明願の交付についてでございます。農地法関連事務処理要領の規定に基づきまして、土地の現況証明願書の提出がありました、■■■■さん外2件の証明書交付の可否について審議を求めるものでございます。
番号1番です。番号1番は農振農用地区域外、都市計画区域内ということで、田としての利用は既になく現状宅地であり、地目変更登記の申請を予定しているものでございます。
以上で終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から、現地調査の結果も合わせて説明をお願いいたします。
- 委員 はい、ただいま事務局のほうから説明があったとおりでございます。この土地に関しましては都市計画区域内ということで、何ら問題ないと思われま。また1班のほうで今朝方確認もしてきております。何ら問題とないと思ひます。どうぞよろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第1号、番号2番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番でございます。2番は農振農用地区域外、都市計画区域内でございます。田としての利用はなく、現状、ここも宅地でございます。今後の地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から、現地調査の結果も合わせて説明をお願いいたします。

○■■■委員 はい、ただいま事務局のほうから説明がありましたとおりです。この土地に関しましても都市計画区域内ということで、何ら問題ないと思われ、非農地ということで問題ないと思われれます。今朝方1班で私も含めて確認のほうもしてきてございます。問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて議案第1号、番号3番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号3番です。ここも農振農用地区域外、都市計画区域内ということで田畑としては既に利用がなく、現状、古い倉庫や法面等になっておりまして、これにつきましても、地目登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から、補足説明をお願いいたします。

○■■■委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりです。先ほど、現地確認をいたしまして、皆さんも問題ないということなので、大丈夫だと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。
番号2番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、ただいま■■■■委員からも説明ありました。今朝ほど現地のほうも確認してまいりました。非農地ということで、何ら問題ないと思われれます。1班のほうではそういう結論ございました。よろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第6、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)でございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すので審議をお願いいたします。

番号1番です。除外の目的は道路脇の土地で10年以上農地として使用しておらず、既に山林原野化しており、今後も農地利用が困難なためでございます。許可の理由としては農業振興地域性に関するガイドライン第16の1の(1)の④及び2の(3)に該当する除外となります。以上で説明を終わります。

○議 長 議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○**班長** はい、ただいま事務局のほうより説明があったとおりでありまして、今朝方1班のほうで現地を確認してきております。農地としては利用が困難と認められますし、地域の支障を及ぼすこともないと思われまます。何ら問題ないと思います。除外の方向でよろしいかと思います。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて議案第2号、番号2番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番になります。除外の目的は、大きな石や木があり、除礫も困難な状況であるということでございます。既に山林原野化しており、今後も農地の利用は困難なためとなっております。許可の理由としては農業振興地域性に関するガイドライン第16の1の(1)の④及び2の(3)に該当する除外となります。以上で説明を終わります。

○議 長 議案第2号、番号2番の件について、現地調査の結果を**班長**よりお願いいたします。

○**班長** はい、ただいま事務局のほうから説明あったとおりでありまして、今朝方1班のほうで現地を確認してまいりました。場所的には大きな石があつて、農地としてはかなり困難な場所であり、また、木も生えており、除外の方向で問題ないと思われまます。以上でございます。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第2号、番号3番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号3番です。除外の目的は既に山林原野化しており、周辺も農地が無く、今後も農地の利用が困難なためとなっております。許可の理由としては農業振興地域性に関するガイドライン第16の1の(1)の④及び2の(3)に該当する除外となります。以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第2号、番号3番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

- 班長 はい、現地のほうは今朝方1班のほうで確認してまいりました。既に山林化しておりまして、農地としての利用はかなり困難と思われまして、除外の方向で問題ないと1班で判断してまいりました。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて議案第2号、番号4番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号4番です。除外の目的は、農家住宅の建設に伴う、除外申請となっております。許可の理由といたしましては、農地法施行規則第38条及び第39条に該当する除外になります。以上で説明を終わります。

○議 長 議案第2号、番号4番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、今朝方こちらの■■■■さんのところを確認してまいりました。農家住宅と建設ということで、何ら問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号4番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号4番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて議案第2号、番号5番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号5番です。除外の目的は、既に山林原野化しており、今後も農地利用が困難なためとなっております。許可の理由としては農業振興地域性に関するガイドライン第16の1の(1)の④及び2の(3)に該当する除外となります。以上で説明を終わります。

○議 長 議案第2号、番号5番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、1班のほうで今朝方確認してきてございます。現地を見ましても雑木が多く生えており、また法面もあり、農地とし

での利用はかなり厳しいと思われます。除外の方向で問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

- 議 長 ありがとうございました。
これより議案第2号、番号5番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号5番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 続いて議案第2号、番号6番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願ひします。

- 事務局 はい、番号6番です。除外の目的は、既に農家住宅が建っているような状況となつてございまして、今後、農地としての利用は出来なためとなつてございます。許可理由としましては、農地法施行規則第38条及び39条に該当する除外となります。以上で説明を終わります。

- 議 長 議案第2号、番号6番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願ひいたします。

- 班長 はい、今朝ほど1班のほうで確認してまいりました。■■■■さんの住宅が従前から建つておられまして、今回売却ということで分筆されて、除外するということございますので、何ら問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

- 議 長 ありがとうございました。
これより議案第2号、番号6番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第2号、番号6番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第2号、番号7番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号7番です。除外の目的は、既に山林原野化しており、また、古くから倉庫等も建っている状況の場所となっております。今後も農地の利用が困難なためということでございます。許可の理由としては農業振興地域性に関するガイドライン第16の1の(1)の④及び2の(3)に該当する除外となります。以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第2号、番号7番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 はい、1班のほうで今朝方確認してきてございます。両方とも山林原野化しております。倉庫等もあり農地としての利用は厳しいと思われまして、除外の方向で問題ないと思われまして、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号7番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号7番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて議案第2号、番号8番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号8番です。除外の目的は、10年以上も既に農地として使用しておらず既に山林原野化しており、今後も農地利用が困難なためとなってございます。許可の理由としては農業振興地域性に関するガイドライン第16の1の(1)の④及び2の(3)に該当する除外となります。以上で説明を終わります。

○議長 議案第2号、番号8番の件について、現地調査の結果を■■■■
班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、こちらも1班のほうで確認してまいりました。現地のほう見ますともう雑木が生えておりまして、また、かなりの傾斜地であり、農地としての利用はかなり困難と思われま。除外の方向で問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号8番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めま。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号8番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて議案第2号、番号9番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願ひします。

○事務局 はい、番号9番です。除外の目的は、既に山林原野化しており、また、古くから倉庫等もあり、農地以外の非農地の部分もあり、今後も農地利用の困難なためとなってございます。許可の理由としては農業振興地域性に関するガイドライン第16の1の(1)の④及び2の(3)に該当する除外となります。以上で説明を終わります。

○議長 議案第2号、番号9番の件について、現地調査の結果を■■■■
班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、こちらも今朝ほど1班のほうで確認してきてございま。既に倉庫等も建っており、かなりの丘陵地でありますし、

ため池とかもございますし、農地としてはかなり厳しいと思われます。除外の方向でも問題ないと思われます。よろしく願います。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号9番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号9番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転でございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、XXXXXXXXXXさん、譲受人、XXXXXXXXXXさん1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第3号で審議頂く1案件は農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を満たしていると思われる。

番号1番です。売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅からXXXXXXXXXXに約1.9キロの箇所となっており、販売価格は10アール当たり119,904円となっております。土地の表示の詳細等につきましては議案8ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXXXXXX委員から、補足説明をお願いいたします。

- XXXXXXXXXX委員 XXXXXXXXXXのXXXXXXXXXXさんがここを耕作してからもう5年ぐらいなのかなと思っております。たまたま6月の末に、ここを売りたいという話が私の耳に入りまして、それから7月入ってから、手続等、XXXXXXXXXXの改善組合長とともに、やってきたわけですが当

初集積で行う予定でしたが、先方の■■■さんのほうから、8月15日まで全部終わらせてくれということで、急遽3条の申請となりました。もう■■■の人が耕作するのは無理なのかなと当初思っておりましたが、今回このように土地が戻ってきたということで、ちょっとホッとしているところもあります。

どうか皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第8、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。
議案第4号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請でございます。農地法第4条の規定による農地の転用許可申請のありました■■■さんの許可の可否について審議を求めるものでございます。
番号1番、申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約9.1キロの箇所で農業用倉庫の建設のための転用許可申請となっております。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定されている農業振興地域内でございますが、農用地の施設用地として申請中であり、また、都市計画区域外となっております。農用地の転用は原則不可でございますが、農地法第5条の(2)に該当する施設であり、転用は許可できるものとされているため、転用は認められるものとなっております。詳細につきましては、議案9ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。

○ 委員 はい、ただいま事務局から説明があったとおりです。君は現在27歳となり、地域でも若手の中心として頑張っております。水稲単作であります、今まで10ヘクタールのところを今年中は13ヘクタールと拡張し、今後も拡張を考えているため、以前の倉庫が手狭となり、新しい倉庫を建てることになりました。よろしく願いいたします。

○ 議長 ありがとうございます。
番号1番の件について、現地調査の結果を班長よりお願いいたします。

○ 班長 はい、ただいま委員のほうから説明がありました。1班のほうで現地のほうも確認してきてございます。農業格納庫、また、作業用通路ということで問題ないと思われま。す。
どうぞよろしく願いいたします。

○ 議長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○ 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○ 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○ 議長 次に日程第9、議案第5号、農用地利用集積計画、案について、令和6年8月15日公告予定分の件を議題とします。
議案第5号、番号1番から番号13番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○ 事務局 はい、議案第5号、農用地利用集積計画案についてでございます。令和6年第7回令和6年8月15日公告予定分です。
公益社団法人北海道農業公社外12件、改善組合了承済みから利用権の設定等の所有権移転10件、賃貸3件につきまして、申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日、法律第56号、第5条第1項の規定による農

土地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

それでは番号1番から10番につきましては、保有合理化事業に伴う5年の賃貸が終了いたしまして、本年度に公社から売渡しとなるものでございます。

番号11番から13番までの3件につきましては、今回新規の賃貸の案件となっております。

以上、設定を受ける者13件7名6法人、設定をする者13件7名10法人、田14筆149,203平米、畑64筆732,869平米、計78筆882,072平米です。以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第5号、番号1番から番号13番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第5号、番号1番から番号13番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に日程第10、議案第6号、農用地の買入協議に係る要請についての件を議題とします。
議案第6号、番号1番と番号2番の件について、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第6号、農用地の買入協議に関する要請についてでございます。農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日法律第56号、第3条第1項に基づき、所有権移転に係る斡旋の申出のありました、XXXXXXXXXXさん外1件の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法附則第3条第2項の規定に基づき、美瑛町から土地所有者に対して、同公社が購入の協議を行う旨通知されるよう美瑛町に要請するため審議をお願いいたします。

なお、本日この要請が決定されると農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想を基に申出者と公社の買入協議の通知をすることとなります。また、今後の手続きにつきましては、土地所有者が町から買入協議の通知を受けてから3週間の間に入入協議を行うこととなります。

それでは番号1番です。申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん、農用地の表示、XXXXXXXXXX外44筆、面積計503,294.73平米

となっております。受け手の予定者は、備考欄に丸の番号と先ほどの報告第1号の合意解約で報告のありました番号が同じ番号となりますのでご確認をお願いいたします。

続きまして番号2番になります。申出者、 、 さん、農用地の表示、 外8筆、面積計106,726平米となっております。受け手の予定者は先ほどと同じ備考欄にあります丸の番号と合意解約の報告の番号と同じとなっておりますので、同じく確認のほうをお願いいたします。

今回審議頂く2案件につきましては、買入協議が成立しますと次回以降の総会で集積計画にて公社へ売買され、それ以降の総会にて集積計画による認定農業者への貸付けが始まることとなります。以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第6号、番号1番と番号2番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
それでは、採決いたします。
議案第6号、番号1番と番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年、第7回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年8月9日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

成 田 敦 志

美瑛町農業委員

谷 口 学